

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>本庄市小島四丁目七八七番一地先か ら同市小島一丁目一四九九番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十一月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月四日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第十一号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長四八一・二〇 メートル</p>	<p>備 考</p>